

第2部

第一次実施計画

- 第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実
- 第2章 小学校、中学校及び都立高校等における
特別支援教育の充実
- 第3章 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の
推進
- 第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

第2部 第一次実施計画

○ 第2部では、当面の四年間における具体的取組の内容や実施時期を明らかにする実施計画の内容を、方向性別に、以下の四つの章に分けて示しています。

- ・第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実
- ・第2章 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実
- ・第3章 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進
- ・第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

○ 各章は、それぞれ二又は三の「施策」で構成しています。

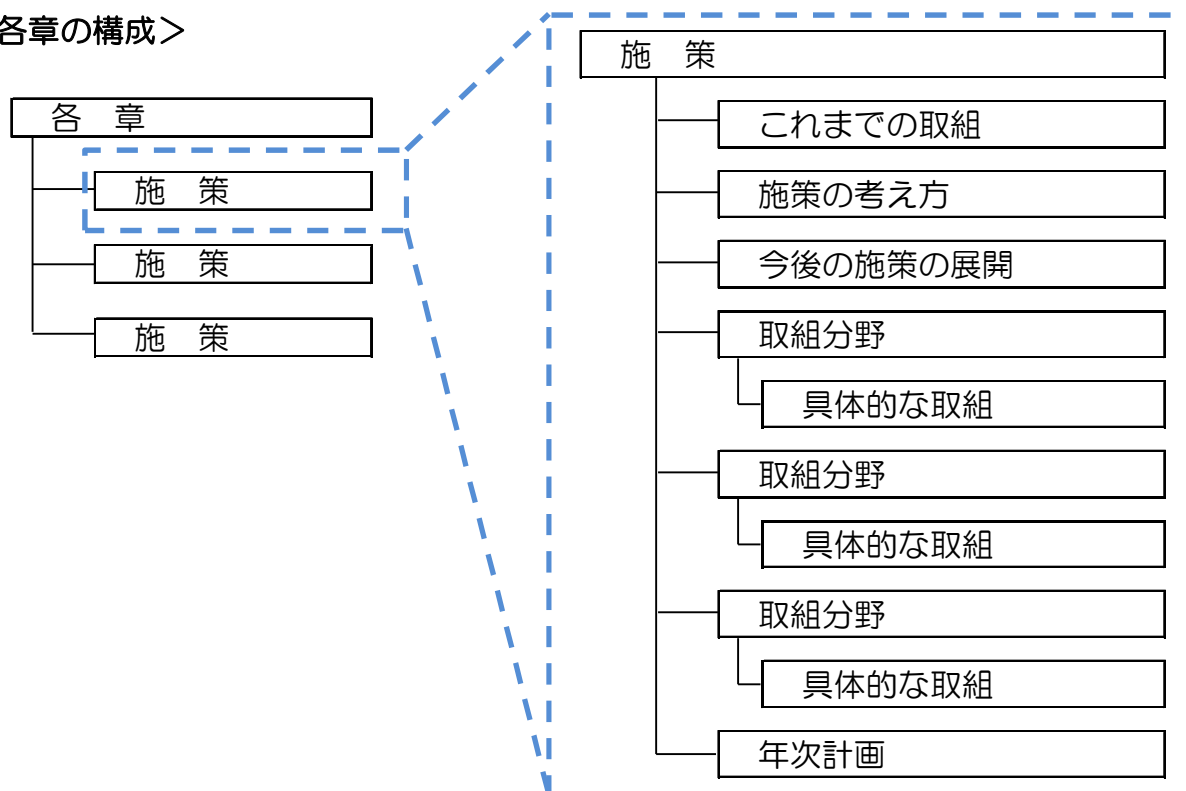
○ 各「施策」では、冒頭に「これまでの取組」、「施策の考え方」及び「今後の施策の展開」を掲載した上で、「取組分野」ごとに「具体的な取組」を示しています。また、「施策」の末尾には、「年次計画」を示しています。

○ 「具体的な取組」で、他の「施策」等と関連するもの又は再掲となるものについては、各取組の表題の後に、関連する取組を以下のように表記しています。

例：【関連：第1章-2-(2)-① (p〇)】



<各章の構成>



第1章

特別支援学校における特別支援教育の充実

- 1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実
- 2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進
- 3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実

これまでの取組

- 障害の種類と程度に応じて、職業的な自立を目指すための教育内容・方法を充実。知的障害特別支援学校高等部就業技術科では、これまで90%以上の高い企業就労を実現
- 大学等への進学を目指す生徒の希望に応えるため、教科指導、各種検定の受検等による学力向上のための取組や進路指導を充実
- 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）（以下「学校生活支援シート」という。）^{※12}及び個別指導計画^{※13}の作成と活用を促進し、就学前から学校卒業後までの連続性ある支援を実施
- 自閉症の児童・生徒の教育課程の研究・開発を行い、知的障害特別支援学校全体に成果を普及して、質の高い教育を行うための教育環境を整備
- 複数の障害教育部門を併置する学校の特色を活かした教育活動を研究・開発し、それぞれの教育部門の専門性を活かした指導を実施

施策の考え方

- 将来の夢や希望の実現に必要な力を培うためには、一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導・支援の充実が必要
- 主体的・積極的に社会に参画するためには、幼児・児童・生徒が、自らの将来像とそこに至る道筋を、明確に意識することが必要

今後の施策の展開

- (1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実
準ずる教育課程^{※14}の教育内容・方法の充実、国際教育の充実 等
- (2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育^{※15}等の充実
一貫したキャリア教育の充実、職業教育の充実 等

(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実

具体的な取組

① 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実

ア 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校には、小学校、中学校及び高校に準ずる教育を行う教育課程（以下「準ずる教育課程」という。）を履修する児童・生徒が在籍しています。

これらの児童・生徒の学力を向上し、一人でも多くの児童・生徒が、大学進学等の将来希望する進路を実現できるようにするためには、特別支援学校の教員が、小学校、中学校及び都立高校等における教科指導と同等の指導技術や授業力を身に付け、小学部、中学部及び高等部それぞれにおいて、教育内容・方法を充実させていくことが必要です。

そこで、特別支援学校の教員の指導技術や授業力を向上していくことを目的として、小学校、中学校及び都立高校等との連携を密にして、効果的な教科指導についての情報交換・情報共有を行うため、各特別支援学校において、地域の小学校、中学校及び都立高校等を「地域連絡交流校」に指定し、小学校、中学校及び都立高校等における各教科の授業研究と各特別支援学校の授業研究に相互に教員が参加できる機会を充実させるなどの取組を推進していきます。

加えて、特別支援学校の準ずる教育課程の教科担当を教育研究員^{※16}等にするなどして、指導を充実させるための取組の検討を行います。

また、都教育委員会が毎年度実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」や「全国学力・学習状況調査」の結果を個別指導計画に反映させるなど、児童・生徒個々の能力を効果的に伸ばさせるための指導を工夫するとともに、授業改善推進プラン^{※17}を作成し、各特別支援学校の準ずる教育課程の教育内容・方法の充実を図ります。

イ 病院内教育における自立活動^{※18}の在り方の研究

入院中の児童・生徒の多くは、小学校、中学校又は高校等からの転編入学であり、入院後に初めて自立活動の授業を受けることとなります。都教育委員会は、病院内教育の教育課程の編成方針として「前籍校へ復帰した後の自律的な健康管理に結び付く指導」を各特別支援学校に示していますが、実際の指導は、各学校が児童・生徒の状態に応じて個別に行っているところです。

急性期にある児童・生徒への自立活動の授業を行う意義及び内容、在学期間の短い児童・生徒に対する指導の計画の在り方等については、効果的な指導内容・方法を体系的に整理することで、各特別支援学校における指導を充実して

いく必要があります。

そこで、研究指定校を指定し、病種及び学部・学年別の自立活動の授業研究並びに児童・生徒の在籍状況に対応した年間指導計画の在り方について研究を行います。

また、有識者等による「病院内教育における自立活動の在り方検討委員会(仮称)」を設置し、病院内教育における自立活動の在り方及び指導方法をまとめた資料を作成し、各学校へ普及を図ります。

② 特別支援学校における国際教育の充実

グローバル化の進展に伴い、日常生活や就労先等において外国人と接する機会が増えています。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、今後、ますます外国人、外国の文化及び外国の言語に接する機会は増加していくことが想定されます。

こうした状況の中、特別支援教育の分野においても、外国語教育や国際理解教育をこれまで以上に充実し、多様な文化や言語への理解を深めることで、国際社会で交流・活躍できる人材を育成・輩出していくことが求められます。

そこで、外国人との交流の機会や場を設定し、実体験を通して児童・生徒の国際感覚や積極的に他国の人々とコミュニケーションを取ろうとする態度等を涵養^{かんよう}するために、「国際教育推進委員会(仮称)」を設置し、特別支援学校における外国語教育や国際理解教育の推進策を検討します。

③ 言語活動及び読書活動の充実

言語は、論理や思考等の知的活動のみならず、コミュニケーションや感性・情緒を育むために重要な役割を果たしていることから、学習指導要領の教育課程編成の一般方針では、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実することとしています。具体的には、国語科や算数・数学科において、形や色、大きさなど言葉や数・量の概念の獲得の基礎となる学習の充実を図ることに加え、国語科において、「話す・聞く・書く・読む」といった基本的な国語の力の定着や、言葉の美しさやリズムの体感、発達の段階に応じて記録、要約、説明、論述といった言語活動を行う能力を培う必要があります。その他の教科等においても、国語科で培った能力を基本に、言語活動を充実させることが求められています。

また、言語に関する能力を育成するに当たっては読書活動が不可欠であり、児童・生徒が日常的に読書に親しみ、読書をより豊かなものにするための指導や、図書室の充実等により、学校において児童・生徒が読書をする環境を整備するこ

とが必要です。

このことから、特別支援学校において、言語活動及び読書活動の更なる充実を図り、児童・生徒の言語に関する能力を高めるための取組を実施します。具体的には、これまでの優れた教育実践を基に、各教科等における言語活動及び読書活動の現状と課題や図書室等の環境を調査、分析した上で、学習に有効な図書室等の蔵書の在り方や効果的な活用の検討を行います。あわせて、学校図書を充実するとともに、児童・生徒の読書活動を推進するための図書室や図書コーナーの整備・活用方針を作成し、全ての特別支援学校における環境の整備を進めます。

④ 知的障害と視覚障害や聴覚障害を併せ有する児童・生徒への指導内容・方法の充実 【関連：第1章-2-(2)-① (p72)】

視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校に在籍する知的障害を併せ有する児童・生徒は増加しており、障害が重複する児童・生徒への指導内容・方法の充実を図ることが必要となっています。

都教育委員会は、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する学校として、平成22年度に久我山青光学園を設置しました。同校では、指導内容や指導方法を両部門で共有し、併置校としての特色を活かした教育を展開しており、両部門の専門性を活かした指導は、児童・生徒の成長に有効であるとともに、障害のある児童・生徒同士の相互理解の促進につながっています。

そこで、知的障害と視覚障害を併せ有する児童・生徒への指導内容・方法の充実のため、久我山青光学園における教育の実践を他の視覚障害特別支援学校及び知的障害特別支援学校に普及していきます。

また、今後、立川ろう学校を、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する立川学園特別支援学校（仮称）に改編することから、同校を知的障害と聴覚障害を併せ有する児童・生徒への指導内容・方法に関する研究・開発校として位置付け、その成果を他の聴覚障害特別支援学校及び知的障害特別支援学校に普及できるようにします。

⑤ 視覚障害教育と聴覚障害教育におけるICT教育の充実

【関連：第3章-2-(1)-②-ア (p124)】

都教育委員会では、視覚障害教育部門と聴覚障害教育部門におけるICTを活用した教育内容の充実を図るため、平成23年度から平成25年度まで、「視覚障害・聴覚障害の教育内容の研究・開発事業」を実施し、研究開発委員会を設置するとともに、研究指定校においてICT機器を活用した授業研究を実施してきました。あわせて、国立大学法人筑波技術大学（以下「筑波技術大学」という。）

とICT機器を活用した授業交流を試行実施するなど、ICTによる教育内容の充実に努めてきました。

今後は、ICT機器を活用した優れた指導事例について、都教育委員会の学習コンテンツ活用システム^{※19}を活用して共有することなどにより、各学校において効果的な指導を行うことができるよう進めていきます。

⑥ 知的障害教育における教育課程の充実

平成24年度から平成28年度まで、知的障害のある児童・生徒の教科指導の充実事業を実施し、特別支援学校の各教科の内容例を作成するとともに、知的障害のある児童・生徒の教育課程編成の指針を示すことで、教育課程編成の流れ及び教科指導の在り方を明示するなどの成果を上げました。

また、国における次期学習指導要領に向けた検討過程では、小学部、中学部及び高等部の各学部や各段階の内容のつながりを整理し、学部間や段階間で系統性のある内容を設定する必要性が指摘されています。

都教育委員会は、これまで作成した指導資料等を基に、各特別支援学校における児童・生徒の実態や課題に応じて教育課程の改善・充実に引き続き努めていきます。あわせて、学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程編成基準等を作成するとともに、自立活動、道徳、日常生活の指導、遊びの指導等の在り方についての検討を進め、毎年度、障害の程度等に応じた教育課程の編成方針を見直し、教育課程に関する説明会等で各特別支援学校に示すなどして、各学校の指導・支援に努めることで、教育課程の充実に努めていきます。

⑦ 知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実

都教育委員会は、これまで、東京都特別支援教育推進計画に基づいて、自閉症の児童・生徒にとって教育効果の高い学習環境（校内環境）の整備の在り方の研究・開発を進めてきました。

この成果として、「教室等の学習環境について、集団で学習する場所と個別に学習する場所を分ける。」、「一日の予定を活動内容の絵カードで並べて提示する。」等の、場所や時間、活動の内容や状況等を、自閉症の児童・生徒が視覚的に分かりやすく理解できるようにするための指導の工夫である「学習環境の構造化」について、各特別支援学校に示しました。学習環境の整備や個別課題の工夫は、自閉症学級のみならず、普通学級や重度・重複学級における教育内容・方法の改善にもつながるなど、知的障害特別支援学校に高い教育効果をもたらしました。

今後は、教室以外の学校全体における構造化や、小学部及び中学部における実践を踏まえて、自閉症学級を編成しない高等部における構造化を促進するための

手順の確立等についての検討を進めていきます。

また、知的障害特別支援学校の新築・改築に当たっては、施設内のサイン表示にピクトグラムを用いたり、各階の床や壁の色分けを行ったりするなど、自閉症の児童・生徒にとって視覚的に分かりやすくするための整備を行います。

⑧ 知的障害や発達に課題のある児童・生徒への指導方法の開発

知的障害や発達に課題のある児童・生徒（以下「知的障害等のある児童・生徒」という。）に対しては、読み書きの困難さに対する指導内容・方法の開発をこれまで行ってきました。

知的障害等のある児童・生徒は、学習面の課題だけでなく、動きがぎこちなかったり、微細な動きが苦手な様子が見られたりする場合があります。

このような知的障害等のある児童・生徒に対して、協調運動、協応動作及び体幹に関する指導を児童・生徒の障害の実態に応じて適切に行うことは、運動能力を向上させるだけでなく、認知面での向上も期待できます。

そこで、特別支援学校小学部・中学部設置校と小学校、中学校から、それぞれ研究校を指定し、作業療法士等の専門家の協力を得て、知的障害等のある児童・生徒が日常生活や体育的活動に必要な身体の動きを身に付けるための指導内容・方法の開発を行います。研究成果については、指導資料としてまとめ、全特別支援学校及び小学校、中学校に普及していきます。また、各学校における指導の実践による児童・生徒の体力・運動能力向上の効果について、運動能力調査等により検証を行います。

⑨ 肢体不自由教育におけるICT機器の活用

肢体不自由特別支援学校高等部 17 校において、準ずる教育課程で教育を受けている生徒は、それぞれ少人数の在籍となっており、在籍者が特に少ない学校においては、大学等への進学を希望する生徒が共に切磋琢磨することが難しい状況にあります。

こうした状況の中、肢体不自由特別支援学校高等部から大学への進学者数は、直近3年間（平成25年度から平成27年度まで）で17人となっています。将来、大学等への進学を希望する生徒の進学を促進するためには、生徒の学力向上や、進学のための支援を充実していくことが求められます。

そこで、ICT機器を有効に活用した教科指導の充実を図ります。具体的には、ICT機器を活用した遠隔教育の導入により、肢体不自由特別支援学校数校をグループ化することで、各学校の生徒が共に切磋琢磨できる環境を整備します。

⑩ 病弱教育におけるICT機器の活用【関連：第3章-2-(1)-④ (p125)】

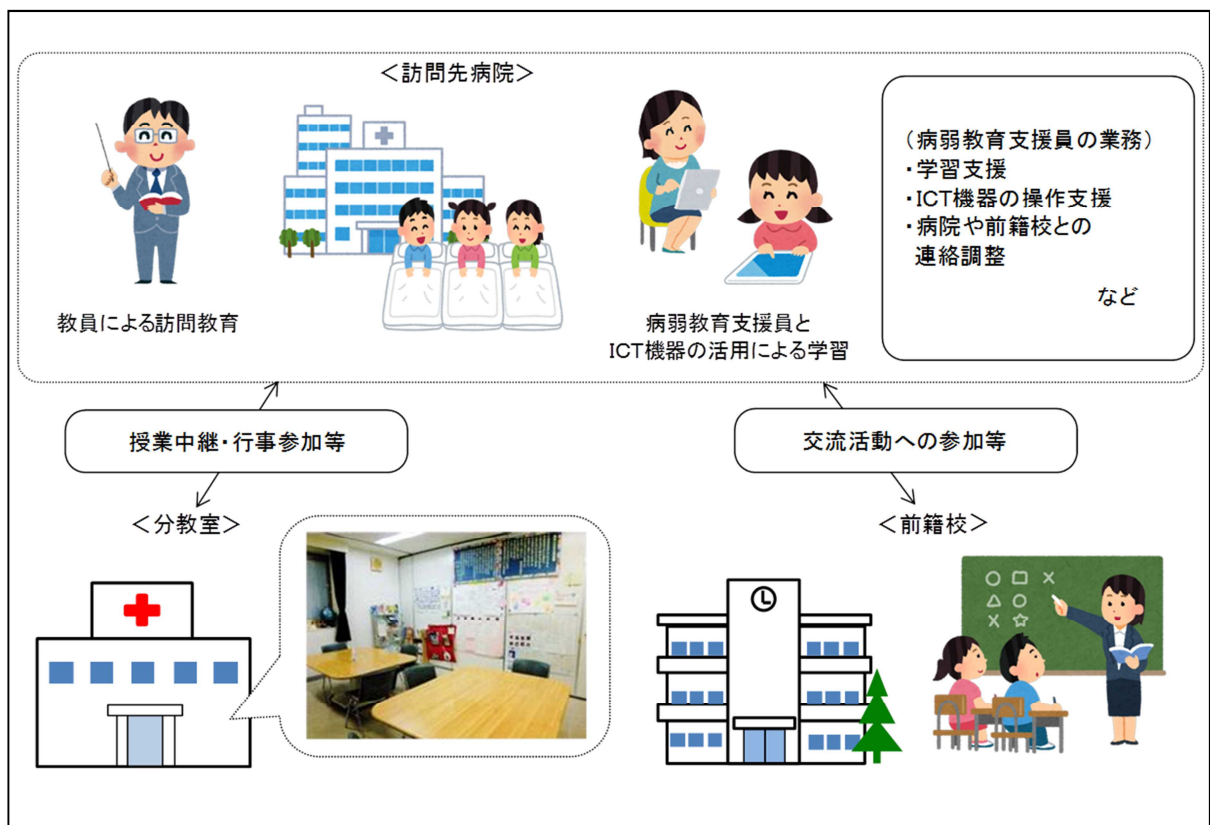
病院内訪問教育は、教員が病院を訪れて指導するという形態により、週3日・1回2時間の指導を基本として実施しています。

しかしながら、学習指導要領の改訂により指導時数や内容が増加している中、入院中の学習の遅れを回避し、前籍校へ円滑に復帰するという観点からは、病院内訪問教育の更なる充実が求められています。

このため、病弱教育支援員^{※20}とICT機器を活用し、病院内訪問教育の指導時数を週5日・1回2時間まで充実します。

具体的には、病弱教育支援員を児童・生徒の入院する病院へ派遣するとともに、必要なICT機器を配備することで、分教室との中継による教科指導や学校行事への参加、映像教材の活用、通信機能等を活用した前籍校との交流活動などを展開し、児童・生徒の学習を支援していきます。

■ 病院内訪問教育における支援のイメージ



(2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実

具体的な取組

① キャリア教育の充実

ア 視覚障害教育における一貫したキャリア教育の充実

視覚障害特別支援学校では、幼児・児童・生徒の障害の状態に応じた各教科等の指導の充実を図るとともに、身辺処理能力や歩行に関する指導及び視覚補助具の活用等の自立活動の充実を図っています。

視覚障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けては、一人一人の障害の状態を的確に把握し、身辺処理能力の向上、触覚を活用した指導や歩行指導及び白杖や弱視レンズ等の補助具の活用を図ることにより、自立活動を充実させるとともに、基礎的・基本的な学力の定着を図る必要があります。このような指導を土台として、家庭や学校など所属する集団や社会において、それぞれの役割を担う力を身に付けていくことが重要です。

こうした観点から、幼稚部から一貫した考え方の下、幼児・児童・生徒一人一人の保有する視機能や発達段階等に応じた教材・教具の工夫・開発及び指導内容・方法の工夫・改善を行い、自立と社会参加に必要となる力の伸長を図っていきます。

また、視覚障害のある児童・生徒がICT機器を適切に活用する能力を身に付けることは、将来の自立と社会参加のために欠かせない要素であることから、授業等においては積極的にICT機器を活用していきます。その活用にあたっては、児童・生徒がICT機器を使いこなすことができるよう、必要に応じて音声でのやり取りや、画面を拡大表示するなどして、障害の特性に応じた配慮を行います。

イ 聴覚障害教育における一貫したキャリア教育の充実

職業教育に重点を置く立川ろう学校及び葛飾ろう学校では、職業に直接的に結び付く指導の充実を図ってきましたが、事務・サービス業での就職の割合が多くを占めることや、近年、高等部卒業後に大学等に進学する生徒が増えていることから、基礎的・基本的な学力の定着と伸長を図るための指導にも力を入れる必要があります。

そこで、幼稚部・小学部・中学部において、それぞれの段階に応じたキャリア教育を実施し、高等部卒業後の生徒の希望の実現を図るための効果的な指導内容・方法の検討を行うとともに、職業に関する教科・科目の在り方を整理し、教育課程の改善を図ります。また、中央ろう学校では、都立高校との連携を強化するなどして、教育内容の一層の充実を図っていきます。

あわせて、聴覚障害特別支援学校の生徒の中には、企業就労を目指し、高等部普通科から専攻科に進学する者も一定数いることから、専攻科の職業教育を充実し、職業に関する専門的な知識・技能を身に付けられるようにすることで、生徒の職業的な自立を支援します。

また、聴覚障害のある生徒の自立と社会参加を促進するためには、自ら進んで役割を果たす姿勢、積極的な挨拶や社会のルール・マナー、SNSの適切な利用等、社会人として身に付けるべき能力・態度を備えさせることが重要であることから、小学部から一貫した生活指導の充実を図っていきます。

ウ 知的障害教育における一貫したキャリア教育の充実

知的障害特別支援学校におけるキャリア教育は、日常生活の指導や生活単元学習などの各教科等を合わせた指導、特別活動等、それぞれの特色を生かしながら、小学部から段階的に積み重ねていくように実践されてきました。

高等部普通科においては、生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識や技能を身に付け、主体的に進路を選択する能力や態度を育てていく必要があります。

このため、小学部から高等部に向けて、自分でできることを増やしていこうとする態度・意欲を育み、自らの生き方を主体的に考え、進路を適切に選択できる能力・態度を障害の特性や発達段階に応じて育成する教育を更に充実させるとともに、高等部普通科におけるキャリアガイダンスの機能の更なる充実を図ります。

また、高等部就業技術科・職能開発科の設置及び職業教育の充実により、高等部卒業生の企業就労率は、年々高まってきています。

高等部就業技術科・職能開発科では、今後も、キャリアガイダンスの機能を充実することによって、自分の将来の進路について考え、進路実現のために、職場における挨拶、会話、接客等の対人関係能力や表現能力の向上を目指すとともに、自己の特性に応じた職場選択の基準となる勤労観や職業観を養っていきます。

エ 肢体不自由教育における一貫したキャリア教育の充実

肢体不自由特別支援学校においては、児童・生徒一人一人の状況に応じた自立と社会参加を目指し、将来の社会的自立や職業的自立といった主体的な生活を送るために必要な力を育ててきました。東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では、「特別支援学校の職業教育・キャリア教育の研究・開発事業」を実施し、障害の特性や身体状況に応じた作業学習^{※21}の在り方とともに、ICT機器等を活用した事務作業等の新たな作業種の検討を進めてきました。これらの実践的な研究とともに、小学部段階からの系統的なキャリア教育を進め

ることで効果的な授業展開が行われ、生徒及び保護者がより将来を意識して、具体的な進路を考える機会につながることができました。

今後は、小学部から日常生活において手伝いや係活動などの役割を果たす取組の充実や、中学部・高等部での生徒の進路選択に応じて、高等部の各類型の教育課程を適切に編成するとともに、大学進学を目指す生徒に対しては、前述したICT機器を活用した教科指導を実施し、学力向上を図ります。また、地域活動への参加、企業等と連携した学習及び進路先となる企業の開拓を進めていくとともに、障害の程度が重度の生徒が社会とのつながりを持ち、多様な生活の選択肢を得られるように現場実習の充実に努めていきます。

オ 病弱教育における一貫したキャリア教育の充実

病弱特別支援学校では、健康状態の回復・改善と基礎的・基本的な学力の定着・伸長を図り、病気の自己管理や健康の保持・増進等への意識を高めるため、自立活動の指導の充実に努めてきました。

児童・生徒が社会の一員として、望ましい勤労観・職業観を持ち、社会の中で生き生きとした生活を送るため、病院内訪問教育において、ICT機器を活用した分教室との中継による指導やコミュニケーションの機会の確保により、様々なものの見方や考え方に触れることで、社会との関わりを意識し、児童・生徒が自らの生き方を選択していくための力を伸長していきます。

また、自立と社会参加に向けた知識や技能を段階的に身に付けられるよう、保護者や医療機関等とともに学校生活支援シートを作成するなど、連携を強化しながら、児童・生徒一人一人の病状や健康状態等に応じて、個別指導計画に基づく指導を展開していきます。

カ 保護者向け「キャリア教育セミナー」の実施

障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加を推進するには、学校と家庭が協力してキャリア教育を推進することが重要です。キャリア教育を推進していくためには、家庭の中で児童・生徒が役割を持ち、家族の一員として自覚を深める機会を意図的に設定するなど、家庭の協力が不可欠です。

そこで、都教育委員会は、キャリア教育及び進路指導の内容に係る理解促進を目的として、保護者等に対して年2回各3時間程度、キャリア教育理解推進セミナーを実施しています。このセミナーには、例年400名程度の保護者等が参加しており、アンケートを実施していますが、アンケート結果をみると、小学校、中学校の通常の学級及び知的障害特別支援学級においては、特別支援学校高等部卒業後の企業就労等に係る情報を得る機会が限られている旨の記載が散見されます。

今後も、特別支援学校に在籍している児童・生徒はもちろんのこと、小学校、

中学校に在籍している障害のある児童・生徒が、将来に向けた確かなビジョンを持ち、明確なキャリアプランニングを行うことができるよう、本セミナーの内容を充実していきます。

② 職業教育の充実

ア 視覚障害特別支援学校高等部における職業教育の充実

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の活躍の場の一つとして、企業におけるヘルスキーパーがあります。現状では、ヘルスキーパーの採用条件として「パソコンによるカルテ操作ができること」が多く示されている実態に鑑み、平成26年度から学校に電子カルテシステムを導入しました。

一方で、視覚障害特別支援学校高等部卒業生のうち一定数は、就職を希望しながらも、その実現に至っていない者がいることから、視覚障害特別支援学校の就労に向けた職業教育の更なる充実が求められます。また、平成28年12月の学習指導要領等の改善及び必要な方向性等についての中央教育審議会の答申に示されたように、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等の養成カリキュラム等の改善に関する検討の動向を踏まえた教育内容等の改善・充実を図っていく必要があります。

そこで、視覚障害特別支援学校高等部の教育課程の課題を改めて整理し、その在り方を検討するとともに、就労に必要な資格の取得やスキルの習得を目指した教育を実施します。

また、ヘルスキーパーの役割等に関する企業の理解を促進するとともに、新たな職域の開発により、就労の拡大を図ります。

イ 聴覚障害特別支援学校高等部における職業教育の充実

東京都特別支援教育推進計画では、民間の専門技術者を講師に招いて職業技術の習得を図るとともに、関係機関と連携した就労支援や職場定着支援の在り方について検討を進めることにより、立川ろう学校及び葛飾ろう学校の高等部における職業教育の充実を図ってきました。

生徒の進路状況を見ると、専攻科に進学する者が多いことから、高等部本科における職業教育と専攻科における職業教育の関連性を踏まえて、それぞれの位置付けを明確にする必要があります。

そこで、高等部本科及び専攻科修了者の就職状況等を分析し、高等部の職業教育の在り方を検討します。

ウ 知的障害特別支援学校高等部における職業教育の充実

【関連：第1章-2-(2)-③ (p73)】

知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科では、ビルクリーニングやロ

ジスティクス等の各コースにおいて、企業OB等の民間の専門技術者を講師に招き、専門的な校内実習を実施するとともに、就業体験（インターンシップ）や現場実習を積極的に行い、十分な企業経験を積むための教育を実施するなど、民間や関係機関と連携した就労支援や職場定着支援の充実に努めてきました。こうした取組の成果もあり、就業技術科の卒業生は9割を超える高い企業就労率を達成しています。

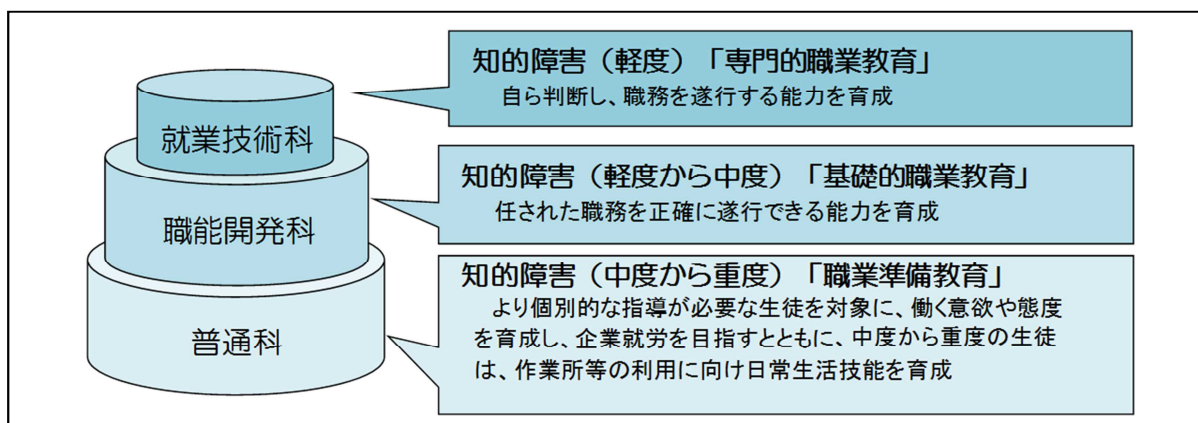
また、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科においては、「知的障害特別支援学校高等部職能開発科設置に係る検討委員会」でまとめた職能開発科の基本的枠組及び教育課程の在り方等の基本的な考え方にに基づき、産業現場等における実習の充実に努めるなどして、生徒全員の企業就労を目指した教育を実施しています。

普通科においては、教育課程を類型化するとともに、就労支援アドバイザー等からの助言を基に、作業学習における指導や環境整備等の改善・充実に努めるとともに、卒業生の就労先での職務を踏まえ、指導内容や方法の充実に努めています。

今後は、新たに設置する職能開発科を含め、就業技術科、職能開発科、普通科の3科による重層的な職業教育が展開できるよう、それぞれが培ってきた職業教育のノウハウを共有して、教育内容・方法を充実していきます。あわせて、学校間交流、授業研究等により、教員の専門性の向上を図り、障害の状態と程度に応じたきめ細かい職業教育や就労支援を実施して、知的障害のある生徒が一人でも多く企業就労を実現できるよう取組を進めていきます。

また、卒業生が企業に就職して働き続け、自立した生活を送るためには、職場への定着が重要であることから、配置される部署が分かった時点で就職予定企業と連携し、改めて短期間の実習を実施するなど、企業の理解促進と生徒が安心して就労できる人間関係づくりの支援に努めていきます。

■ 重層的な職業教育の展開



エ 肢体不自由特別支援学校における職業教育の充実

肢体不自由特別支援学校には、一般企業への就職を希望する生徒が在籍しており、生徒のニーズに応じて、職業生活を送るために必要な知識や技能の習得に向けた学習機会を充実させていく必要があります。

こうしたことから、東京都特別支援教育推進計画に基づいて、「特別支援学校の職業教育・キャリア教育の研究・開発事業」を実施し、研究指定校を指定し、都立肢体不自由特別支援学校の職業教育の充実を図ってきました。

具体的には、研究指定校の知的代替の教育課程^{※22}において、作業学習の授業について、企業関係者や学識経験者等の指導・助言を受け、生徒が一人で作業ができる工程の工夫や身体状況に応じた作業環境の工夫等、生徒の働く意欲を培うための具体的な授業改善方法を研究し、その成果を報告書にまとめ、特別支援学校に配布しました。現在、全ての肢体不自由特別支援学校高等部で、作業学習の授業を実施しています。この作業学習の授業改善は、福祉的就労を目指す生徒の指導内容・方法の改善に寄与しています。

また、準ずる教育課程においては、就職を目指す生徒に対応するため、平成 27 年度から職業類型を設定し、職業教育の充実を図ってきました。

今後も生徒の高等部卒業後の多様な社会参加の希望を実現していくため、これまでの研究の成果等を踏まえた授業改善を図っていきます。

③ 進学指導の充実

ア 視覚障害特別支援学校における進学指導の充実

これまで、高等部普通科において、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく大学等への進学に向けた指導や各種検定（漢字、数学、英語等）の受検への取組を充実し、検定合格の実績を上げてきました。今後も、放課後等を活用して検定試験に向けた指導の充実を図るとともに、生徒の受検意欲の喚起を図ります。

また、大学等への入学後の生活を充実するため、個別移行支援計画を活用して、大学等における必要な支援につなげていきます。

イ 聴覚障害特別支援学校における進学指導の充実

これまで、大学等への進学を目指す生徒に対して、各種検定（漢字、数学、英語等）の受検、予備校の模擬試験の参加等、学力向上のための取組を充実させてきました。その成果として、各学校において、実用英語技能検定や漢字検定の合格者を出すなど、学力向上につながり、進路選択の幅を広げることができました。

今後も、放課後等を活用して検定試験に向けた指導の充実を図るとともに、

生徒の受検意欲の喚起を図ります。

また、大学等への入学後の生活を充実するため、個別移行支援計画を活用して、大学等における必要な支援につなげていきます。

ウ 肢体不自由特別支援学校高等部の教育課程の改善・充実

都立肢体不自由特別支援学校には、大学への進学を希望する生徒が在籍しており、生徒のニーズに応じて、教科指導の充実や進学に向けた進路指導、大学との連携強化といった進学支援に努めていく必要があります。

こうしたことから、東京都特別支援教育推進計画では「肢体不自由特別支援学校高等部の教育課程の類型化の研究・開発事業」を実施し、研究指定校4校において、高等部の準ずる教育課程の類型化の試行・検証を実施しました。検証結果を踏まえ、平成27年度入学生から全ての肢体不自由特別支援学校高等部において教育課程の類型化を行い、教科指導の充実を図りました。

今後は、各学校における教科指導の実施状況を検証の上、高等部3年間を見通して、更なる改善・充実を図っていきます。

エ 病弱特別支援学校中学部及び高等部における教科指導や進路指導の充実

都立病弱特別支援学校についても、大学への進学を希望する生徒が在籍しており、生徒のニーズに応じて、教科指導の充実や進学に向けた進路指導、大学との連携強化といった進学支援に努めていく必要があります。

そこで、都立病弱特別支援学校中学部及び高等部に在籍する高校や大学等への進学希望者に対し、教科指導や進路指導の一層の充実や、高校及び大学等との連携強化による進学支援を進めていきます。

年次計画

主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	① 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実	◆準ずる教育課程の教育内容・方法の充実			
		充実に向けた検討、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等の個別指導計画への反映等による教育内容・方法の充実			地域連絡交流校 試行、指導資料 作成
	◆病院内教育における自立活動の在り方の研究				
		検討委員会、研究指定校における研究			指導資料作成、成果普及 ・成果検証
	② 特別支援学校における国際教育の充実	推進委員会における推進策の検討			検討を踏まえた外国人との交流の充実による児童・生徒の国際感覚等の育成 ・成果検証
	③ 言語活動及び読書活動の充実	各教科等における現状と課題、図書室等の環境の調査分析・充実に向けた検討		・「図書室等の整備活用方針」作成	検討を踏まえた図書室用の蔵書、効果的な活用を各特別支援学校で実践 ・成果検証
	④ 知的障害と視覚障害や聴覚障害を併せ有する児童・生徒への指導内容・方法の充実	併置校における研究方針の検討			指定校における指導内容・方法の研究・開発 ・指導資料作成 立川学園特別支援学校(仮称)開設
⑤ 視覚障害教育と聴覚障害教育におけるICT教育の充実	ICT機器を活用した教材開発			教材を活用した指導の展開	
⑥ 知的障害教育における教育課程の充実					
	指導資料等を基にした教育課程の改善・充実、教育課程説明会等による各特別支援学校の指導・支援				
	学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程編成基準資料等の作成			各特別支援学校で実践	
⑦ 知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実	学習環境の構造化の手順の確立等の検討、「社会性の学習」の指導事例の収集			成果普及による学習環境及び指導内容・方法の充実	

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	⑧ 知的障害や発達に課題のある児童・生徒への指導方法の開発	研究指定校における指導内容・方法の研究・開発			成果検証、指導資料作成
	⑨ 肢体不自由教育におけるICT機器の活用	ICT機器を活用した遠隔教育の導入に向けた検討		モデル事業の実施	モデル事業の成果検証・本格実施に向けた検討
	⑩ 病弱教育におけるICT機器の活用	ICT機器を活用した分教室との中継による教科指導、映像教材を利用した指導等の展開			
(2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実	① キャリア教育の充実	各障害種別におけるキャリア教育の充実			
		保護者向けセミナーの実施			
	② 職業教育の充実	視覚障害及び聴覚障害特別支援学校高等部の職業教育の在り方検討		教育課程等の見直し、教育内容の充実	
		知的障害特別支援学校における就業技術科、職能開発科、普通科が連携した重層的な職業教育の展開			
		・江東特別支援学校職能開発科設置			
	③ 進学指導の充実	肢体不自由特別支援学校におけるこれまでの研究の成果等を踏まえた授業改善			
各障害種別における進学指導の充実					

2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

これまでの取組

- 知的障害のある児童・生徒の増加を踏まえて、都立知的障害特別支援学校の再編整備等による規模と配置の適正化を着実に推進
- 児童・生徒の障害の重度・重複化に対応するため、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校を設置
- 知的障害が軽度から中度の生徒の職業的な自立を支援するため、都立知的障害特別支援学校高等部に就業技術科・職能開発科を設置
(平成 28 年度現在：就業技術科 5 校、職能開発科 2 校)
- 学校介護職員を肢体不自由特別支援学校全校に導入し、教員との協働により、児童・生徒の安全の確保と、教員が授業づくりに専念できる体制を整備

施策の考え方

- 障害のある幼児・児童・生徒の能力を高めるためには、特別支援学校において指導・支援の基礎となる教育環境の充実が必要
- 障害の種類や程度が様々に異なる状況に適切に対応するためには、一人一人の教育ニーズに即した教育活動が必要

今後の施策の展開

- (1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化
知的障害特別支援学校の適正な規模と配置 等
- (2) 多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進
職能開発科の設置、病弱教育部門の再編等による病院内教育の充実 等
- (3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実
専門家を活用した自立活動の充実 等

(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化

具体的な取組

都教育委員会はこれまで、知的障害特別支援学校の在籍者数の増加や児童・生徒の障害の重複化に適切に対応するため、東京都特別支援教育推進計画に基づいて、特別支援学校の適正規模・適正配置を着実に推進してきました。これまでの取組により、知的障害特別支援学校や複数の障害教育部門を有する併置校を新設するなど、教育環境の充実に努めてきました。

一方で、知的障害特別支援学校の在籍者数の増加傾向は続いており、また、最新の将来推計を踏まえると、今後も在籍者数が増加していくと見込まれることから、引き続き、教育環境の充実に向けた取組を進める必要があります。

このため、都教育委員会では、今後も知的障害特別支援学校を中心として特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を推進していきます。知的障害特別支援学校については、学校の新設や増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図っていきます。また、知的障害以外の障害種別の特別支援学校については、障害の状態や教育活動の内容等がそれぞれに異なる状況を踏まえて、複数の障害教育部門を有する併置校への改編等を通じて必要な施設を整備するとともに、実際の教室利用の状況等を見定めながら、更なる施設整備の必要性についての検討を進めていきます。

① 視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

ア 複数の障害教育部門を併置する学校の設置

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では、特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化や都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、都立立川ろう学校を、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する立川学園特別支援学校（仮称）に改編することとしています。

都教育委員会では、平成 27 年度に同校の目指す学校像や教育目標、教育課程等について検討する基本計画検討委員会を設置し、平成 28 年 2 月に同委員会の報告書を公表しました。

立川学園特別支援学校（仮称）では、聴覚障害と知的障害を併せ有する児童・生徒に対する指導内容・方法に関する研究・開発校として位置付け、その成果を広く普及していきます。

改編に当たっては、それぞれの障害教育部門における専門性を確保するとともに、知的障害教育部門に係る通学区域について、必要な調整を行います。

イ 視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画に基づいて、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する久我山青光学園を設置し、視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置を進めてきました。

都立視覚障害特別支援学校は、現在4校が配置されており、地域ごとの配置バランスや在籍者数に関する将来の推計等を踏まえて、今後とも現在の配置規模を維持していきます。

ウ 聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

聴覚障害特別支援学校は、東京都特別支援教育推進計画に基づく再編整備において、現在の4校の配置となっています。

都教育委員会では、地域ごとの配置バランスや在籍者数に関する将来の推計等を踏まえて、今後とも現在の配置規模を維持するとともに、専門人材を活用した乳幼児への早期支援を実施するなど、早期相談・支援の拠点としての機能を発揮していきます。

なお、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に引き続き、都立大塚ろう学校の3分教室（永福・城東・城南分教室）は、乳幼児の通学負担等を考慮し、幼稚部については入学者数にかかわらず存続させるとともに、小学部については、集団による教育活動の確保が重要であることから、新入生が2年続けて3名に満たない場合には、それ以降は募集を停止します。

② 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置

ア 適正規模・適正配置計画

知的障害特別支援学校の在籍者数は、これまで一貫して増加傾向にあり、また、今後の将来推計によっても、この傾向が続くことが見込まれています。

都教育委員会はこれまでも、特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を着実に進め、教育環境の充実に努めてきましたが、今なお、特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が残されています。

知的障害特別支援学校の在籍者数の増加の背景には、特別支援教育に対する理解が進み、障害特性に即した専門的な教育へのニーズが高まったことも要因の一つと考えられており、児童・生徒や保護者の期待に応えるためにも、知的障害特別支援学校の教育環境の充実は、早期に実現を図る必要があります。

教育環境の充実に向けた普通教室の確保に当たり、学校の新設や校舎の増改築によって対応することは、教育環境を抜本的に改善する方策として非常に有効ですが、それ以外の方法も活用して普通教室を確保していくことが重要です。

今後は、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていきます。

こうした適正規模・適正配置計画を着実に実施することにより、通常の学級において一つの普通教室を間仕切りして使用している教室を解消します。また、特別教室等から転用した普通教室についても解消します。

(ア) 特別支援学校の新設【関連：第1章-2-(1)-③-ア-(ウ) (p66)】

都有地を有効に活用することにより、知的障害特別支援学校を新設し、必要な教室を確保します。具体的には、八王子市鎌水の都有地を活用し南多摩地区特別支援学校（仮称）を、墨田区の都有地を活用し墨田地区第二特別支援学校（仮称）を、北多摩地区の都有地を活用し北多摩地区特別支援学校（仮称）を新設します。なお、現在の墨田特別支援学校（小学部・中学部・高等部）の小学部及び中学部は、墨田地区第二特別支援学校（仮称）に移転します。

また、新宿区戸山にある都立心身障害者福祉センター跡地を活用し、知的障害教育部門と高等部単独設置として特色のある肢体不自由教育部門とを併置する戸山地区学園特別支援学校（仮称）（東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画で示した市ヶ谷地区特別支援学校（仮称）の設置場所を変更）を設置します。

(イ) 特別支援学校の増改築

地域の実情や校舎の状況等を踏まえ、既存の特別支援学校において、校舎の増築及び改築（一部棟の改修を含む。）により、必要な教室を確保します。

具体的には、練馬特別支援学校及びあきる野学園において、校舎の増築を行います。

また、校舎の改築に合わせ、必要な教室を確保していきます。

(ウ) 既存校舎の活用

既存校舎を活用し、知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応していきます。具体的には、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、八王子市台町から八王子市東浅川町に移転改築を計画していた八王子特別支援学校について、八王子市東浅川町に建設する特別支援学校を新設校（八王子地区第二特別支援学校（仮称））に位置付け、八王子市台町にある現在の校舎は、引き続き八王子特別支援学校として活用します。

なお、八王子特別支援学校は現在、小学部・中学部・高等部を設置していますが、八王子地区第二特別支援学校（仮称）の開校に合わせて学部改編を行い、改編後は小学部・中学部を設置する学校となります。

(エ) 仮設校舎の活用

コストと効果のバランスを考慮しながら、改修のために設置が必要な仮設校舎を有効活用し、より早期に教室確保を実現します。具体的には、墨田特別支援学校の改修のための仮設校舎を前倒しして設置することで、早期に必要な教室を確保します。

(オ) 区市町村との連携

区市町村と連携し、区市町村の整備する学校施設等に、新たな知的障害特別支援学校を設置することについて検討を進めていきます。

(カ) 第三次実施計画に基づく特別支援学校の施設整備

このほか、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づいて、新設や増改築を予定している特別支援学校についても、引き続き、着実に施設整備を推進していきます。

(キ) 通学区域の調整

知的障害特別支援学校の新設・増改築等に応じて、通学利便性や安全性等を含め総合的に考慮した通学区域の調整を行い、教育環境の改善を図ります。

イ 教室の活用【関連：第1章-3-(1)-①-ア (p80)】

特別支援学校の新設及び増改築には長い時間を要すること及び地域的・一時的に幼児・児童・生徒の増減等が生じた場合に対応するためには、学校の施設を柔軟に有効活用することも重要です。

今後の施設整備に当たっては、幼児・児童・生徒の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じた多様な学習内容・形態に柔軟に対応できる可変性の高い教室の整備を進めることとしています。

こうした可変性の高い教室等を暫定的に有効活用することで必要な教室を確保します。

(ア) 既存施設の有効な活用

特別支援学校では、必要な教室を確保するために、特別教室等を普通教室に転用する場合がありますが、同時に、学校運営上の都合により、普通教室を別の特別教室に転用している場合があります。

また、一学級を3人で編制する重度・重複学級について、6～8人編制用の広さの普通教室を使用している例もあります。

こうした教室の利用についての考え方を整理し、限られた学校施設の有効活用を図ります。

(イ) 可変性の高い教室等の整備と活用

今後、新設・増改築等の施設整備に当たっては、特別支援学校における

多様な学習内容・形態に柔軟に対応できる可変性の高い教室を確保することとしています。具体的には、可動式の間仕切り等を活用し用途に合わせて広さを変更できる教室等を整備することで、グループ活動の際には大きな部屋として使用し、個別指導を行う際には個室として使用するなど、弾力的な運用を行うことが可能となります。こうした可変性の高い教室等を、将来、一時的な学級数の変動等が生じた際に暫定的に普通教室としても利用可能な施設と位置付け、有効な活用を図ります。

なお、既存校舎においても、これまで可動式パーテーションの設置工事を行ってきました。今後も、遮蔽性の高い可動式パーテーションの設置を計画的に進め、多様な学習内容・形態に応じた弾力的な運用ができるようにするとともに、こうした可変性の高い教室等を、一時的な学級数の増加に対応するため、暫定的に普通教室としても利用します。

③ 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置

ア 複数の障害教育部門を併置する学校の設置

(ア) 光明学園の開設

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では、病弱特別支援学校である久留米特別支援学校の在籍者数の減少等を踏まえて、同校の教育機能を光明特別支援学校に移転し、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する光明学園を設置することとしています。

都教育委員会では、平成 26 年度に同校の目指す学校像や教育目標、教育課程等について検討する基本計画検討委員会を設置し、平成 27 年 3 月に同委員会の報告書を公表しました。

光明学園では、本報告書に基づいて、都全体における病弱教育の機能の集約と教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、肢体不自由教育部門と病弱教育部門の相互の専門性を向上させ、両部門の児童・生徒の就労や進学を支援するキャリア教育や教科指導を展開していきます。

また、機能移転・拡充に伴い、適切な教育環境を確保するため、老朽化した校舎を建て替え、新たな校舎等必要な施設・設備の整備を行います。

(イ) 南花畑学園特別支援学校（仮称）の開設

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では、特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化や都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、南花畑特別支援学校と城北特別支援学校を発展的に統合し、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する都立南花畑学園特別支援学校（仮称）に改編することとしています。

都教育委員会では、平成 23 年度に同校の目指す学校像や教育目標、教育課程等について検討する基本計画検討委員会を設置し、平成 24 年 3 月に同委員会の報告書を公表しました。

南花畑学園特別支援学校（仮称）では、それぞれの障害教育部門における専門性を確保するとともに、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保します。

(ウ) 戸山地区学園特別支援学校（仮称）の開設

【関連：第 1 章-2-(1)-②-ア-(ア) (p63)】

新宿区戸山にある都立心身障害者福祉センター跡地を活用し、知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部）と肢体不自由教育部門（高等部）を併置する戸山地区学園特別支援学校（仮称）を設置します。

戸山地区学園特別支援学校（仮称）肢体不自由教育部門では、高等部単独の設置であることから、特色ある学校づくりを検討していきます。

イ 病院内教育の充実に向けた病弱教育部門の再編

都の病院内教育については、病院内に設置されている分教室と、特別支援学校の教員が病院に入院している児童・生徒を訪問して行う病院内訪問教育の二つの形態で実施しています。

病院内教育を取り巻く状況について、都内の病院には約 2,000 人程度の学齢期に近い年齢（5 歳～19 歳）の患者が入院しており、その総数は大きく変化していません。一方、医学の進歩により入院期間が短縮化するなど、医療の状況は変化しています。

医療の状況が変化する中、全寮制で病弱教育を担う久留米特別支援学校の在籍者数は減少していますが、病院内教育の在籍者数は、200 名程度のほぼ横ばいで推移している状況にあります。

入院患者総数が大きく変化していない状況を踏まえると、病弱教育に対する潜在的なニーズはこれまでと変わっていないと推察されますが、入院期間の短縮化等の医療の状況変化に即して、児童・生徒が入院中に継続的かつ質の高い学習を行い、円滑に前籍校に戻ることができるよう、病院内教育を充実していくことが必要です。

しかしながら、都の病院内教育は、これまで肢体不自由特別支援学校が担っており、病弱教育の位置付けが不明確であることなどから専門性を有する教員を計画的に育成することが難しいといった様々な課題があります。

このため、病弱教育部門を再編し、その充実を図っていきます。

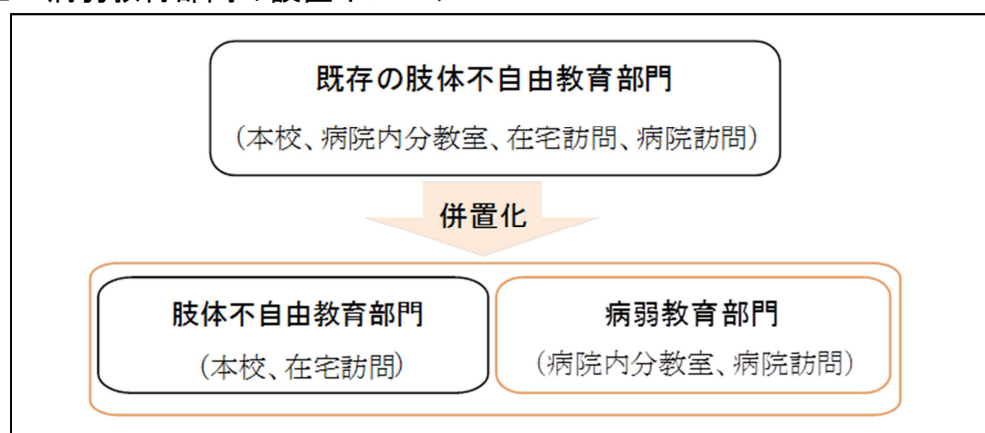
(ア) 病弱教育部門の設置

現在の病院内教育は、専門性の異なる肢体不自由特別支援学校の教育の一

部と位置付けられており、病弱教育部門としての位置付けが不明確になっています。このため、専門的な知識やノウハウを持った教員を、計画的に配置・育成することが困難となっています。

そこで、肢体不自由特別支援学校のうち、病院内分教室を有し、かつ、病院訪問教育の実績を有する4校に、病弱教育部門を設置します。具体的には、光明学園、北特別支援学校、墨東特別支援学校及び小平特別支援学校に、病弱教育部門を設置します。正式に病弱教育部門として位置付けることで、病弱教育の位置付けを明確にするとともに、病弱教育を担う教員を育成するための基盤となる一定規模の職場を形成し、専門性を有する教員を計画的に配置・育成していきます。

■ 病弱教育部門の設置イメージ



(イ) 病院内訪問教育機能の拠点化

病院内訪問教育については、入退院する児童・生徒の数が一定ではないため、在籍者の規模が年度や学校によって大きく異なります。また、同一年度内でも在籍者数の変動が大きいという特徴もあります。

こうしたことから、特に、在籍者規模が小さい学校では、十分な教科指導の体制を構築することが難しいといった課題があります。

このため、一部の地域を除き病院内訪問教育の機能については、新たに病弱教育部門を併置する4校に拠点化することで、学校ごとの在籍者規模のばらつきを抑制していきます。具体的には、区部南西部については光明学園、区部北部については北特別支援学校、区部南東部については墨東特別支援学校、多摩地域北部については小平特別支援学校の担当地域とします。

なお、多摩地域南西部については、拠点化をすると移動時間等の関係でか

えって指導時数の充実を図り難いことから拠点化の対象とはしませんが、適切な指導体制を構築することにより、指導の充実を図っていきます。

(ウ) 病院内訪問教育における指導時数の充実

【再掲：第1章-1-(1)-⑩ (p50) , 関連：第3章-2-(1)-④ (p125)】

④ 施設整備計画

61 ページから 67 ページまでに示した取組に関する施設整備計画は、次表のとおりとなっており、都教育委員会ではこの計画に基づいて、関係諸機関と連携し、計画的に施設整備を進めていきます。

なお、施設整備に当たっては、施設ごとに土地の利用状況や工事施工上の課題等について詳細に検討した上で、安全かつ効果的に工事を進める必要があります。

このため、関連諸機関との調整や課題の検討等を十分に行い、配置の適正化を踏まえた設置場所とするとともに、最も合理的かつ効果的な施設整備の規模、整備手法及び整備スケジュールとなるよう必要な見直しを行います。

都立特別支援学校の規模と配置の適正化に関する施設整備計画

【東京都特別支援教育推進計画(第二期)に基づく整備】						
	学校名/ 開校等予定年度/(設置学部)	設置場所	年次計画			
			29年度	30年度	31年度	32年度
新設校	八王子地区第二 特別支援学校(仮称) 平成32年度(知:小中高)	都有地 (八王子市 東浅川町)	工事	工事	工事	開校
	南多摩地区 特別支援学校(仮称) 平成36年度(知:高)	都有地 (八王子市鎌水)		基本設計	基本設計 実施設計	実施設計
	墨田地区第二 特別支援学校(仮称) (知:小中)	調整中 (墨田区)	調整中	調整中	調整中	調整中
	北多摩地区 特別支援学校(仮称) (知:小中高)	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中
増改修等	あきる野学園 平成35年度(知:小中高)	あきる野学園			基本設計	実施設計
	練馬特別支援学校 平成36年度(知:高)	練馬 特別支援学校			基本設計	基本設計 実施設計
	墨田特別支援学校※ 平成33年度 仮設校舎設置 (知:小中高) (墨田地区第二特別支援学校(仮称) 開校後、高等部単独校に改編)	墨田 特別支援学校		基本設計 (仮設校舎)	実施設計 (仮設校舎)	工事 (仮設校舎)
【東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(平成22年11月策定)に基づく整備】						
	学校名/ 開校等予定年度/(設置学部)	設置場所	年次計画			
			29年度	30年度	31年度	32年度
新設校	立川学園 特別支援学校(仮称) 平成33年度 (聴:幼小中高(普・専)) (知:小中)	立川ろう学校	実施設計	工事	工事	工事
	臨海地区 特別支援学校(仮称) 平成31年度(知:小中)	都有地 (江東区青海)	工事	工事	開校	

	学校名/ 開校等予定年度/(設置学部)	設置場所	年次計画			
			29年度	30年度	31年度	32年度
新設校	王子地区 特別支援学校(仮称) 平成31年度(知:小中高)	王子 特別支援学校 王子第二 特別支援学校	工事	工事	開校 工事	グラウンド 整備
	久留米特別支援学校(仮称) 平成32年度(知:高)	久留米 特別支援学校	実施設計 工事	工事	工事	開校 工事
	戸山地区学園 特別支援学校(仮称) [旧市ヶ谷地区 特別支援学校(仮称)] 平成38年度(知:小中高) (肢:高)	都有地 (新宿区戸山)				基本設計
	光明学園 平成29年度(肢:小中高) (病:小中高)	光明 特別支援学校	開校 I期工事	I期工事	供用開始 (I期部分) I・II期 工事	II期工事
	南花畑学園 特別支援学校(仮称) 平成32年度(知:小中) (肢:小中高)	南花畑 特別支援学校 城北 特別支援学校	工事	工事	工事	開校 グラウンド 整備
増改築等	小金井特別支援学校 平成30年度(知:小中)	小金井 特別支援学校	工事	供用開始		
	七生特別支援学校 平成32年度(知:小中高)	七生 特別支援学校	工事	工事	工事	工事 供用開始
	水元特別支援学校 平成32年度(知:小中)	水元 特別支援学校	工事	工事	工事	工事 供用開始
	町田の丘学園 平成35年度(知:小中高) (肢:小中高)	町田の丘学園	実施設計	I期工事	I期工事	供用開始 (I期部分) II期工事
	矢口特別支援学校 平成33年度(知:小中)	矢口 特別支援学校	実施設計	工事	工事	工事

上記のほか、区市町村と連携し、区市町村の整備する学校施設等に、新たな知的障害特別支援学校を設置する検討を進めていく(1校程度)。

※ 現墨田特別支援学校の小学部及び中学部を分離し、新設校(墨田地区第二特別支援学校(仮称))を設置する。現在の校舎は高等部単独校への学部改編及び老

朽化に伴う改修を行う。

施設整備に当たっては、施設ごとに土地の利用状況や工事施工上の課題等について詳細に検討した上で、安全かつ効果的に工事を進める必要がある。

このため、関連諸機関との調整や課題の検討等を十分に行い、配置の適正化を踏まえた設置場所とするとともに、最も合理的かつ効果的な施設整備の規模、整備手法及び整備スケジュールとなるよう必要な見直しを行う。

(2) 多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進

具体的な取組

① 複数の障害教育部門を併置する学校の特色を生かした教育活動の研究

【関連：第1章-1-(1)-④ (p47)】

都教育委員会では、児童・生徒の障害の重複化に適切に対応するため、複数の障害教育部門を設置する併置校を開設してきました。

併置校において、複数の障害教育部門の専門性を生かした指導・支援を展開するため、知的障害教育部門における作業学習の指導方法を肢体不自由教育部門で活用する、あるいは、肢体不自由教育部門で培ってきた児童・生徒の指導上の課題把握のノウハウを知的障害教育部門で活用するなどの取組を進め、それぞれの障害教育部門における指導・支援の充実を図ってきました。また、こうした取組の成果を特別支援教育指導資料として取りまとめ、その成果を広く普及しています。これにより、併置校では、それぞれの障害教育部門が保有する専門性を効果的に組み合わせ、自立活動の指導、健康管理及び進路指導といった様々な場面において、障害が重度の児童・生徒や複数の障害が重複する児童・生徒への指導等の充実が図られたほか、併置校以外の特別支援学校における障害が重度又は重複する児童・生徒への指導等の専門性の向上にも寄与しています。

今後は、知的障害と視覚障害を併せ有する児童・生徒への指導内容・方法の充実のため、久我山青光学園における教育の実践を他の視覚障害特別支援学校及び知的障害特別支援学校に普及していきます。

また、立川ろう学校を、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する立川学園特別支援学校（仮称）に改編することから、同校を知的障害と聴覚障害を併せ有する児童・生徒への指導内容・方法に関する研究・開発校として位置付け、その成果を他の聴覚障害特別支援学校及び知的障害特別支援学校に普及できるようにします。

さらに、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する光明学園では、病弱教育部門の教科指導等の専門性を有効に活用し、部門を越えた合同授業等を展開することなどにより、両部門における教科指導等の充実を図っていきます。

② 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援

視覚障害や聴覚障害を有する乳幼児に対し、早期からの支援を適切に行うことは、その後の社会性を獲得する上で大きな影響があります。

視覚障害のある乳幼児に対しては、触察経験等を豊かにする教育的支援や、保有する視力を最大限に活用する能力を育てる支援等が有効であり、また、聴覚障

害を有する乳幼児に対しては、多様なコミュニケーション手段の修得に関する教育的支援や、保有する聴力を最大限に活用する能力を育てる支援が有効であるとされています。

このため、幼稚部を設置する視覚障害及び聴覚障害特別支援学校において、乳幼児教育相談や専門家・機関と連携した支援を実施するなど、早期からの支援を実施してきました。また、地域の小学校、中学校と連携し、視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒に対する就学支援や就学後の支援も実施しています。

今後も、引き続き、幼稚部を設置する視覚障害及び聴覚障害特別支援学校において、早期教育の拠点としての機能を発揮し、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対する支援を行っていきます。

③ 職能開発科の設置【関連：第1章-1-(2)-②-ウ (p54)】

都教育委員会では、知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科や、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科を設置し、生徒の企業就労を促進してきました。

就業技術科については、特別支援学校5校に設置し、全都的な体制を整備しましたが、職能開発科については、現在は2校の設置にとどまっており、全都的な視点から、地域ごとの配置バランス等を勘案した上で、引き続き、設置校を増加させていく必要があります。

このため、都内を城北ブロック、城東ブロック、城南ブロック、多摩北部ブロック、多摩南部ブロックに分け、それぞれの地域で基礎的な職業教育が受けられるよう、全ブロックに職能開発科を設置します。具体的には、都内6校に新たに職能開発科を設置し、就業技術科と職能開発科を都内に計13校設置することで、知的障害のある生徒の企業就労を更に促進していきます。

なお、職能開発科の設置に当たっては、関連諸機関との調整や課題の検討を十分に行い、最も合理的かつ効果的な設置規模や環境整備となるよう、適宜、必要な見直しを図ります。

<職能開発科の設置校と設置年度>

- ・江東特別支援学校（平成30年度）
- ・久留米特別支援学校（仮称）（平成33年度）
- ・青鳥特別支援学校（平成35年度）
- ・練馬特別支援学校（平成36年度）
- ・南多摩地区特別支援学校（仮称）（平成36年度）
- ・北多摩地区特別支援学校（仮称）（設置年度調整中）

④ 病弱教育部門の再編等による病院内教育の充実

ア 病弱教育部門の再編【再掲：第1章-2-(1)-③-イ (p66)】

イ 編入学の在り方検討

現在の病院内教育は、病院に入院後、特別支援学校に学籍を異動した児童・生徒を対象として実施しています。

一方で、特に高校生については、学籍を異動してしまうと、元の学校に戻れなくなる場合や、特別支援学校における指導が単位として認められない場合があることなどから、編入学に対する抵抗感があり、結果として病院内における教育を受けることが難しい状況となっている生徒もいます。

都教育委員会では、都立高校等と特別支援学校との間で円滑に復学できるための仕組みを整えて対応していますが、国私立高校や他道府県の公立高校に在籍する生徒については、こうした仕組みがありません。

都内には高度な医療を提供する病院が多くあり、こうした医療機関で治療を受けている生徒も一定数いることが見込まれることから、こうした生徒に対する教育機会を保障することが必要です。

このため、病院内教育における編入学の在り方について、今後、検討組織を立ち上げて、在籍者数に基づく教員の確保や、病院内教育を実施した際の指導と評価の方法、生徒が在籍している学校における単位の認定等、様々な課題について、多面的に検討していきます。

(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実

具体的な取組

① 障害のある乳幼児への早期からの適切な支援【再掲：第1章-2-(2)-② (p72)】

② 専門家を活用した自立活動の充実

特別支援学校学習指導要領には、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」が位置付けられています。

自立活動では、個々の児童・生徒の障害の状態や発達段階等に応じた指導を実施することが重要であり、その際に、医療関係者をはじめとした専門家の知見を活用することが有効です。

このため、都教育委員会では、特別支援学校において、それぞれの障害特性を踏まえた指導・支援の充実を図る観点から、理学療法士等の専門家の活用を進めており、今後も、専門的な知見に基づいて、児童・生徒の障害の程度や状態に適切に対応した指導を実施できるよう、専門家を積極的に活用していきます。

また、自立活動を主とする教育課程の指導を受けている児童・生徒の個別指導計画を作成する際には、複数の分野の専門家からの意見を聴取して、その意見に基づき指導の重点を明らかにすることで、児童・生徒への適時・適切な支援が可能となります。

そこで、各特別支援学校において、自立活動を主とする教育課程の指導を受けている児童・生徒の個別指導計画を複数の分野の専門家が連携して作成するよう促すとともに、実際の指導についても専門家からの助言を得ていきます。

③ 教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立

都立肢体不自由特別支援学校では、児童・生徒の障害の重度・重複化に適切に対応する観点から、児童・生徒の安全を確保しつつ、教員が授業づくりに専念できる体制を整備するため、介護の専門家として学校介護職員を導入しています。

平成28年度に、全ての肢体不自由特別支援学校へ学校介護職員の導入を完了したところです。導入した学校からは、教室の整理・整頓が進み、教室環境が改善された、教員が学習指導に集中して取り組めるようになり教育環境が改善された、休憩時間や給食後にも児童・生徒に必要な支援が行き渡るようになったなどの声が上がっており、学校介護職員は、個に応じた指導・支援の充実に寄与しています。平成29年度に開校予定である水元小合学園の肢体不自由教育部門にも、学校介護職員を導入していきます。

今後も、教員と学校介護職員が協働した指導体制を構築し、肢体不自由特別支

援学校における教育内容・方法の充実を図っていきます。

④ 将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施

都立知的障害特別支援学校では、自立活動等の指導を充実し、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、専門家を導入し、教員と連携した指導体制を構築しています。

具体的には、心理的ケアの充実や、コミュニケーション能力の向上、作業学習の充実等、社会的自立に向けた指導の質を向上するため、発達段階に応じて心理の専門家、言語聴覚士、作業療法士等の専門家からの指導・助言を、教員が受けられる体制を整えています。それぞれの専門領域に基づいた指導・助言を活用することで、効果的な指導へとつなげています。

今後も、児童・生徒の将来の自立と社会参加を見据えて、専門家を積極的に活用し、知的障害特別支援学校における指導の充実を図っていきます。

⑤ 様々な分野の専門家との効果的な連携を図るための端末の配備

専門家の導入は、一人一人の障害の状態等に即した指導・支援を充実するために行っており、この仕組みを有効に機能させるためには、教員や専門家等が必要な情報を相互に共有しながら、「チーム」として幼児・児童・生徒に対して一体となって指導・支援を展開していく必要があります。

都教育委員会では、専門家が使用するための端末を特別支援学校に配備し、校内のネットワークに接続することにより、教員と専門家との間の情報共有等を効率的かつ安全に行う体制を整えています。

こうした取組により、チーム・アプローチによる幼児・児童・生徒への多角的な支援体制を構築していきます。

年次計画

多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

項目		年次計画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化	①視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置	都立特別支援学校の規模と配置の適正化に関する具体的な施設整備については、p69～p71のとおり			
	②知的障害特別支援学校の適正な規模と配置				
	③肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置				
	④施設整備計画				
(2) 多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進	①複数の障害教育部門を併置する学校の特色を生かした教育活動の研究	併置校における研究方針の検討		指定校における指導内容・方法の研究・開発 ・指導資料作成	立川学園特別支援学校(仮称)開設準備
	②視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援	幼稚部を設置する視覚障害・聴覚障害特別支援学校における早期からの支援の実施			
	③職能開発科の設置	職能開発科の設置に向けた検討・調整	・江東特別支援学校に設置		
	④病弱教育部門の再編等による病院内教育の充実	病弱教育部門の再編	専門性を有する教員の計画的な配置・育成、病院内訪問教育機能の拠点化、病院訪問指導時数の充実		

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実	①障害のある乳幼児への早期からの適切な支援	幼稚園を設置する視覚障害・聴覚障害特別支援学校における早期からの支援の実施			
	②専門家を活用した自立活動の充実	理学療法士、作業療法士等の活用による自立活動の充実			
	③教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立	・水元小合学園に導入	肢体不自由特別支援学校全校における児童・生徒の安全確保と指導に専念できる体制の整備		
	④将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施	心理の専門家、言語聴覚士、作業療法士等の活用による知的障害特別支援学校の指導の充実			
	⑤様々な分野の専門家との効果的な連携を図るための端末の配備	効率的かつ安全な情報共有による多角的な支援体制の構築			

3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

これまでの取組

- 幼児・児童・生徒の障害の状況に適切に対応した教育環境の整備や地域社会における防災拠点としての役割を果たすため、特別支援学校の耐震化並びに特別教室及び体育館の冷房化を計画的に実施
- 都立肢体不自由特別支援学校におけるスクールバスの増車等により、児童・生徒の平均乗車時間を60分以内に短縮
- 都立肢体不自由特別支援学校に在籍する常時医療的ケア^{※23}を必要とする児童・生徒に対して、安全かつ適切な教育環境を提供するため、非常勤看護師の配置や研修の実施等により、医療的ケアの実施体制を強化
- 副籍制度の充実により、特別支援学校に通学する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続

施策の考え方

- 防災やスポーツ等、特別支援学校が担っている多面的な役割を果たすためには、適切な環境整備が必要
- 障害のある幼児・児童・生徒が、安心して安全な学校生活を送るためには、様々な教育条件の充実が必要

今後の施策の展開

- (1) 都立特別支援学校の施設設備の充実
新たな施設整備標準による施設整備、特別教室及び体育館の冷房化 等
- (2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備
医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援の充実 等

(1) 都立特別支援学校の施設設備の充実

具体的な取組

① 新たな施設整備標準による施設整備

特別支援学校は、障害のある幼児・児童・生徒の教育の場としての機能のほか、地域における活動の拠点、災害発生時の避難所等の様々な機能を果たすことが求められています。

都教育委員会では、特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において、都立特別支援学校の施設整備として必要な事項の標準を示し、建設工事計画の目安とするため、「特別支援学校施設整備標準」を定めて、施設設備の充実に努めてきました。また、災害発生時における幼児・児童・生徒の安全確保等を図るため、体育館等の非構造部材の耐震化を計画的に進めています。

一方、就業技術科や職能開発科の設置等、特別支援学校における教育内容は多様化しており、こうした内容に柔軟に対応できる施設整備が求められています。また、国において、災害発生時を見据えて特別支援学校の整備指針が改正されたほか、近年は、CO₂排出量の削減等の環境負荷を低減するための取組が、施設整備においても求められています。

このため、平成 28 年度中に改正する新たな施設整備標準に基づく施設整備を進めることで、こうした状況変化に適切に対応していきます。具体的には、多様な学習内容に柔軟に対応可能な可変性の高い教室の整備や、防災機能の強化、再生可能エネルギーの活用等の環境負荷を抑制するための施設設備の整備等、施設設備の充実に必要な内容を盛り込んでいきます。

ア 可変性の高い教室【関連：第 1 章-2-(1)-②-イ (p64)】

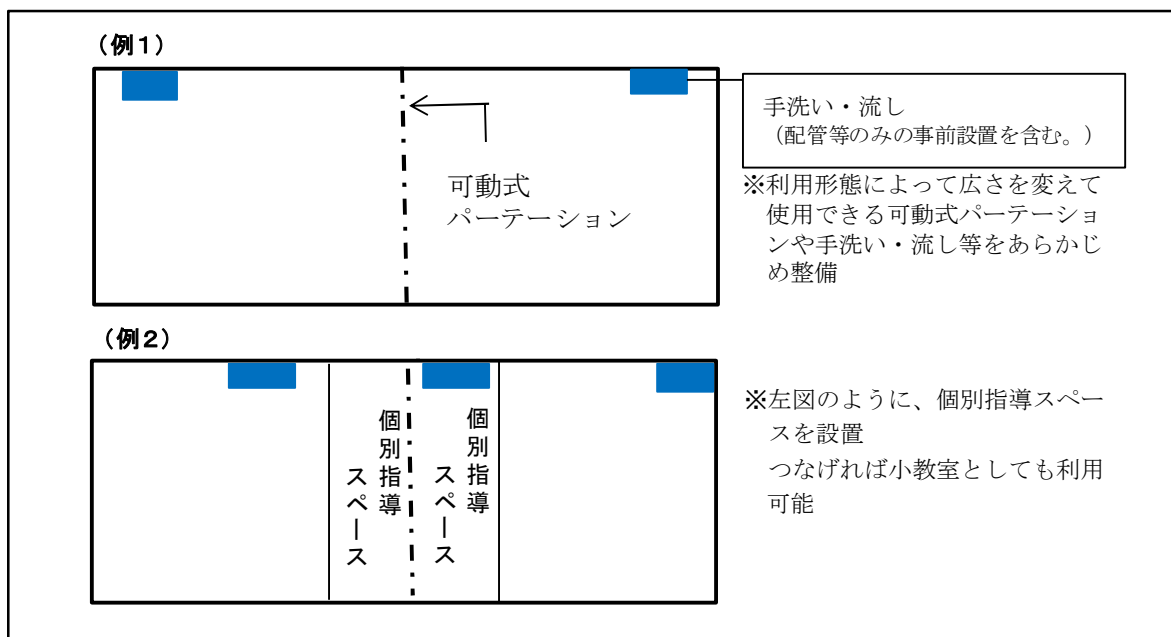
特別支援学校の施設整備の参考となる「特別支援学校施設整備指針（文部科学省）」では、特別支援教育制度への転換の取組や、特別支援学校の学習指導要領の改訂への対応、社会環境の変化への対応を踏まえ、多様な学習・生活集団の編成に対応できる空間や、落ち着きを取り戻すための小空間等、一人一人の教育ニーズへの対応に関する記述を充実させています。

特に、一斉指導による学習以外にチームティーチング^{※24}による学習、個別学習、少人数による学習、グループ学習、複数学年による学習等の学習空間を計画すること、さらに、幼児・児童・生徒数の将来動向を十分に考慮しつつ、柔軟性を持たせた施設計画とすることが重要とされています。

このため、今後の施設整備に当たっては、可動式間仕切り等により幼児・児

童・生徒の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じた多様な学習内容・形態に柔軟に対応できる可変性の高い教室の整備を進めていきます。

■ 可変性の高い教室等の活用例



イ 防災機能の強化

特別支援学校は、災害時には幼児・児童・生徒の安全を確保するとともに、帰宅困難者の災害時帰宅支援ステーション及び福祉避難所として機能するよう耐震性能及び防災機能の強化を図る必要があります。

このため、これまでも取り組んできた体育館等の非構造部材の耐震化を図り、福祉避難所や帰宅支援ステーションとなる場合に備えて、マンホールトイレや非常用発電機・非常用通信設備を整備していきます。

ウ 再生可能エネルギーの活用

学校施設の電力使用量とCO₂排出量の削減のため、「省エネ・再エネ東京仕様^{※25}」を適用するとともに、最新の設備機器の導入を進めていきます。

② 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実

【関連：第3章-3-(1)-⑤ (p133), 関連：第4章-3-(2)-③・ア (p176)】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機として、障害者スポーツに対する関心が高まっています。障害者や障害者スポーツ団体が、身近な地域でスポーツを楽しむためには、地域で障害者スポーツ活動を行うための環境を充実させていく必要があります。特別支援学校が、こうした役割を担ってい

くことが期待されています。

そこで、都教育委員会では、オリンピック・パラリンピック準備局と連携して、障害者等へ身近な地域でスポーツに親しめる場を提供するとともに、障害や障害者スポーツへの理解促進と普及を図るため、障害者スポーツの拠点の一つとして、特別支援学校の体育施設等（体育館、グラウンド等）の環境整備を推進しています。平成28年度においては、5校（大塚ろう学校、村山特別支援学校、大泉特別支援学校、墨東特別支援学校、府中けやきの森学園）の体育施設等が活用されています。

今後、より多くの障害者や障害者スポーツ団体が地域において障害者スポーツを楽しめるよう、特別支援学校の環境整備を推進していきます。

<年度別事業実施予定校>

実施年度	平成28年度（実施済）	平成29年度（*）	平成30年度以降
学校名	大塚ろう学校 村山特別支援学校 大泉特別支援学校 墨東特別支援学校 府中けやきの森学園	小平特別支援学校 北特別支援学校 城東特別支援学校 あきる野学園 鹿本学園	順次拡大

*平成28年度の実施校5校に加えて平成29年度に事業開始予定

③ 特別教室及び体育館の冷房化

都教育委員会では、幼児・児童・生徒の障害の重度・重複化等の状況に適切に対応した教育環境を整えるため、特別支援学校の特別教室や体育館の冷房化を進めてきました。幼児・児童・生徒の健康への影響を回避し、学習しやすい教育環境を整えるためには、こうした取組を継続していくことが必要です。

また、障害者スポーツへの関心が高まる中においては、地域の方などが体育施設を利用しやすい環境としていくことも求められています。

このため、特別教室や体育館の冷房化を、平成30年度までに進めていきます。

また、新築や改築等の工事を予定している特別支援学校については、工事の際に、特別教室や体育館の空調設備を整備していきます。

④ 老朽校舎の改築・大規模改修

幼児・児童・生徒の安全・安心を確保し、良好な教育環境を維持するために、必要な施設・設備の整備や校舎棟の維持更新を計画的に進める必要があります。

このため、建築年数や劣化状況及び特別支援学校における施設上の課題等を考慮した計画的な維持更新を実施するとともに、多様な幼児・児童・生徒に対する様々な教育の実施に向け、学校の特色や機能を十分に発揮できる施設整備に取り組みます。

また、洋式トイレや多機能トイレを計画的に整備するとともに、改築等の際にトイレ用水の確保やマンホールトイレの設置など災害時の対策を推進します。

(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備

具体的な取組

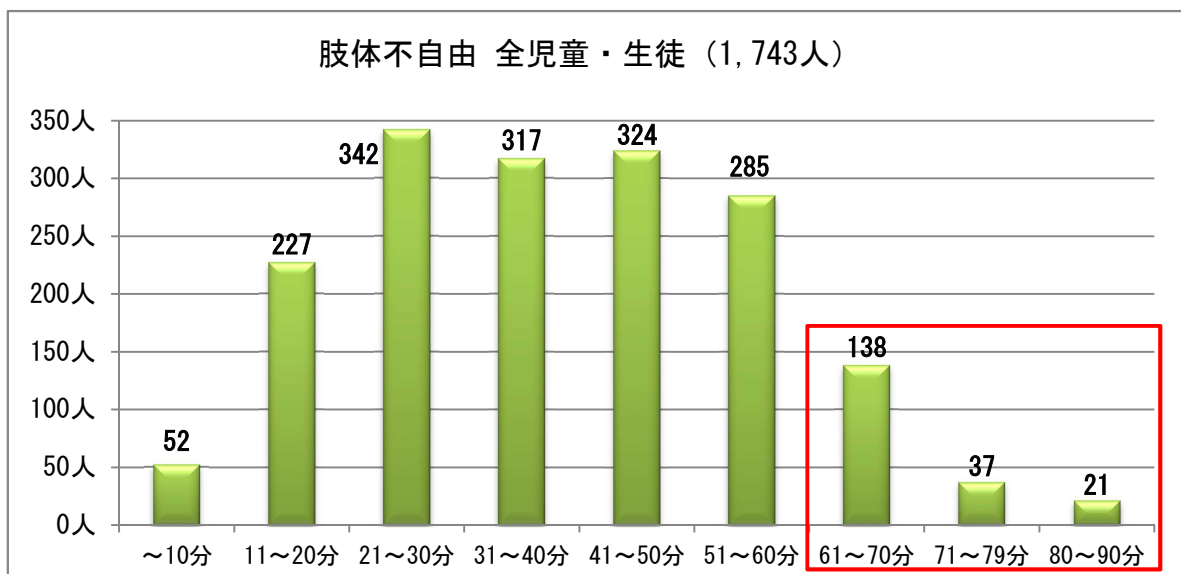
① 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

都教育委員会では、これまで特別支援学校の適正配置やスクールバスの充実等により、スクールバスの乗車時間の短縮に努めてきました。肢体不自由特別支援学校のスクールバスの平均乗車時間は、平成 27 年度には 60 分にまで短縮されており、東京都特別支援教育推進計画に掲げた目標は達成しています。

しかし、各コース別の乗車時間を見ると、今なお乗車時間が 60 分を超える児童・生徒が残されています。肢体不自由のある児童・生徒の中には、体温調節が困難な者もあり、長時間の乗車は可能な限り避けることが望ましいことから、児童・生徒の通学負担の軽減に向けて、更なる取組を推進することが必要です。

そこで、肢体不自由特別支援学校のスクールバスについて、更なる乗車時間の短縮を図ります。具体的には、乗車時間が 60 分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することなどにより、効果的に乗車時間を短縮していきます。見直しに当たっては、乗車時間が長いコースから順次見直しを進め、最終的には全てのコースにおいて、乗車時間を 60 分以内とすることで、児童・生徒の通学負担を軽減していきます。

■ 肢体不自由特別支援学校におけるスクールバス乗車時間（平成 28 年度）



② 医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒への支援の充実

ア 全ての特別支援学校における医療的ケアの提供体制の構築

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあります。

これまで都教育委員会では、都立肢体不自由特別支援学校に在籍する常時医療的ケアを必要とする児童・生徒を対象に、医療的ケア整備事業を実施しており、安全な教育環境の確保に努めてきました。

一方で、近年、肢体不自由以外の特別支援学校においても、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が在籍する状況になっています。こうした学校においては、現在、医療的ケアの実施体制が整備されておらず、安全な教育環境を適切に提供していくことが求められています。

このため、肢体不自由特別支援学校と同程度の医療的ケアを実施できる体制を、肢体不自由以外の特別支援学校においても整備します。具体的には、医療的ケアを実施する非常勤看護師を、肢体不自由以外の特別支援学校にも必要に応じて配置し、経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアを実施できる体制を整備することで、幼児・児童・生徒の安全な教育環境を確保していきます。

イ 医療的ケア運営協議会の運営・活用等による医療的ケア整備事業の充実

都教育委員会では、学識経験者や保護者、医療関係者等で構成する「医療的ケア運営協議会」を設置し、各学校における医療的ケアの実施状況や現状把握等に努めてきました。

医療技術の進歩等に伴って、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒の置かれている状況も変わってきていることから、半固形化栄養剤の注入など、医療的ケアに関する様々な課題について継続的に検討し、その充実を図るため、引き続き「医療的ケア運営協議会」を活用していきます。

また、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒の健康・安全管理に携わる教員を対象とした研修については、喀痰吸引等の研修機会をこれまで以上に充実していきます。

③ 副籍制度の充実による交流活動の推進【関連：第2章-1-(1)-② (p93)】

都教育委員会では、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続するため、平成19年度から副籍制度を導入しています。

副籍制度による交流活動は、児童・生徒一人一人の「心」を育てる教育の場であり、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解や、思いやりの気持ちを育て、共生社会を実現するための取組といえます。また、障害のある児童・生徒にとっては、副籍制度を通じて地域との日常的な関わりを持つことで、地域社会の一員として、将来、積極的に社会に参加していこうとする意識を高める機会となります。

副籍制度の推進・充実を図るため、これまで、「副籍ガイドブック」、「副籍交流事例&アイデア集」の作成や交流事例報告会を実施するとともに、平成27年度入学生から副籍制度の手続を改め、原則として、特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が副籍を持つこととしました。

副籍制度の実施に当たっては、区市町村が果たす役割が一層重要になることから、区市町村における就学相談時に副籍制度に関する保護者の意向を聞き取り、地域指定校を決定することとしました。

これらの取組により、副籍制度を利用して、直接的な交流又は間接的な交流を実施した児童・生徒の割合は、これまで30%台後半で横ばいに推移してきましたが、平成27年度には約43%に上昇しました。

今後は、児童・生徒の学年が進むにつれて副籍制度の利用割合が減少している現状があることから、地域指定校となる小学校、中学校と特別支援学校の連携を更に推進・充実し、新入生の保護者への理解促進を図っていきます。また、交流を開始する前に、地域指定校となる小学校、中学校の児童・生徒が、交流する特別支援学校の児童・生徒についての理解を深めることは、交流活動を双方にとって充実したものにするために重要といえます。このため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が、地域指定校において、交流する児童・生徒の紹介

や障害への理解などを内容とした効果的な理解推進授業を実施していくことで、通常の学級の児童・生徒及び教員の障害への理解促進に努めていきます。

また、全ての小学校、中学校で取り組んでいるオリンピック・パラリンピック教育を活用して、障害者スポーツの学習の機会に交流活動を実施し、特別支援学校の児童・生徒が、一緒に参加し活躍できる場面を設定していくとともに、交流活動の成果を学校だけでなく地域に広く発信することで、都民全体の特別支援教育への理解促進を図り、障害のある児童・生徒が地域における交流も行うことができる環境づくりに努めていきます。

④ 寄宿舎の適正な規模と配置

東京都特別支援教育推進計画においては、特別支援学校の適正な規模と配置の実施による通学区域の縮小や、スクールバスの整備等による通学時間の短縮によって、通学困難を理由とする入舎対象が著しく減少してきたことを背景として、平成16年度に11舎あった寄宿舎を5舎に再編する計画を示しました。この計画に基づいて、寄宿舎は平成27年度末時点で6舎にまで再編が進んでいます。

平成29年度に、寄宿舎も含めて久留米特別支援学校の教育機能を移転して、光明学園を開設することに伴い、寄宿舎は計画どおり5舎に再編します。

⑤ 寄宿舎を活用した特別支援教育の充実

都教育委員会では、特別支援学校に在籍する生徒が、寄宿舎設置校と非設置校の別にかかわらず、寄宿舎施設を活用することができるよう、夏季休業日等の長期休業期間における有効活用を進めてきました。


それぞれの寄宿舎では、障害種別ごとに特別支援学校が連携して、企業等の協力を得ながらセミナー等を開催しており、生徒の集団生活への適応力の向上や学校を超えた交流活動の充実につながっています。

今後も、こうした取組を継続して実施し、寄宿舎の有効活用を図っていきます。

年次計画

質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) 都立特別支援学校の施設設備の充実	①新たな施設整備標準による施設整備	新たな施設整備標準に基づき、都立特別支援学校の新築・増改築等の工事を実施			
	②障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実	事業実施校数を順次拡大 ・事業実施校 10校			
	③特別教室及び体育館の冷房化	未実施校の冷房化(30年度完了) 新築・改築・増改修する特別支援学校における空調設備の整備			
	④老朽校舎の改築・大規模改修	「主要施設10ヵ年維持更新計画」に基づく改築・大規模改修の実施 洋式トイレ、多機能トイレの計画的な整備、災害時対策の推進			
(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	①児童・生徒の通学環境の改善(スクールバスの充実)	肢体不自由特別支援学校のスクールバスの小型化・コース設定の工夫などによる乗車時間の短縮 ・全児童・生徒 60分以内			
	②医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒への支援の充実	肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校への非常勤看護師の配置による医療的ケア実施体制の整備 「医療的ケア運営協議会」における課題検討に基づく改善の実施 教員研修の機会充実			
	③副籍制度の充実による交流活動の推進	新入生の保護者への理解促進、地域指定校における理解推進授業の実施、オリンピック・パラリンピック教育を活用した交流活動の充実			
	④寄宿舎の適正な規模と配置	5舎による運営			

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	⑤ 寄宿舎を活用した特別支援教育の充実	 <p>企業等の協力を得て、生徒の集団適応力向上や交流活動の充実のための取組を実施</p>			

※12 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して幼児・児童・生徒を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツールである。文部科学省では「個別の教育支援計画」という名称であるが、都では、幼児・児童・生徒の学校生活を支えることが支援の中核になることから、学校生活支援シートと呼んでいる。

※13 個別指導計画

学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導計画。幼児・児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し作成する。

※14 準ずる教育課程

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校において、学校教育法第72条に基づき、小学校、中学校又は高校に準ずる教育を行う教育課程。「準ずる」とは、各教科等の目標・内容が、原則として小学校、中学校又は高校と同様であることを意味する。

※15 キャリア教育

特別支援学校等におけるキャリア教育とは、幼児・児童・生徒の実態に応じて、労働や就職・就労のみにとらわれず、自分でできることを増やしていこうとする態度・意欲（勤労観）を育み、自らの生き方を主体的に考え、進路を適切に選択できる能力・態度（職業観）を障害の特性や発達段階に応じて育成する教育のこと。

※16 教育研究員

都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を養成することにより、東京都の教育の質の向上に資するために都教育委員会が設置するもの。総会、月例会、宿泊研究会及び部会別発表会を通して、各教科等に関する内容、指導方法等の実践的研究を1年間行う。

※17 授業改善推進プラン

都内全ての公立小学校及び中学校において作成している授業改善を図るための計画。国や都の学力調査の結果等を基に、児童・生徒の学力の実態を分析し、課題に応じた具体的な方策等を示している。

※18 自立活動

特別支援学校学習指導要領に示されている領域の一つで、個々の幼児・児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う教育活動。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの六つの区分がある。

※19 学習コンテンツ活用システム

都立学校の教員等が作成した学習コンテンツやそれを用いた学習指導案を、教科別等に整理・格納し、全ての都立学校で活用できるシステム

※20 病弱教育支援員

都立特別支援学校の病院内訪問教育において、児童・生徒が入院している病院等へ出向き、担当教員と連携して児童・生徒の学習支援を行う職員

※21 作業学習

知的障害特別支援学校や知的代替の教育課程で実施できる各教科等を合わせた指導の形態の一つで、作業活動を中心にしながら、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学び、児童・生徒の働く意欲を培い、任された役割を遂行する態度等を身に付けるために行う学習。作業学習で取り扱う作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、食品加工、事務・サービス、清掃など様々である。

※22 知的代替の教育課程

都教育委員会という「知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程」の略称。視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由特別支援学校において、特別支援学校学習指導要領の「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に基づき、各教科（高等部は科目。以下同様）又は各教科の目標及び内容の一部を知的障害特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えたり、各教科等の履修等によったりすることができる教育課程である。

※23 医療的ケア

たんの吸引、経管栄養、導尿等、日常的に行う医行為のこと。

※24 ティームティーチング

きめ細かな指導を目的にしたもので、同一の学習集団内において、複数の教員が役割を分担し、それぞれの役割を明確にし、協力して指導する指導形態

※25 省エネ・再エネ東京仕様

「2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比で20%削減する」という目標の達成に向けた率優先的取組として、都有建築物の改築等において、建築物の熱負荷の低減、最新の省エネ設備、多様な再エネ設備の導入等により、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的として都が適用している仕様